

事業者の自主的取組について

平成28年1月29日

農林水産省

原料原産地に対する取組

法令等に基づく義務付けだけでなく、ガイドライン等による、事業者の自主的な取組も行われている。

		対象品目	対象事業者	表示対象原材料	表示の方法	産地が2以上あるとき	表示することが困難なとき
法令等に基づく義務付け	1 国の法令 (食品表示基準)	22食品群+4品目	・製造業者等	・単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上の原材料	・国産にあつては「国産」 ・輸入原料にあつては「原産国名」	・重量の割合の高い順に表示 ・3以上ある場合、3以下を「その他」と表示できる	・複数の原産地を「又は」で記載し、その旨注意書きを表示
	2 東京都条例	・東京都内で販売される調理冷凍食品	・東京都内に販売される調理冷凍食品を取り扱う製造業者等	・原材料に占める重量の割合が上位3位までのもので、かつ5%以上の原材料 ・冠商品の原材料 ・原材料が生鮮食品及び22食品群+4品目である場合に限る	(食品表示基準と同じ)	(食品表示基準と同じ)	・HPや電話(お客様相談窓口)等での情報提供
自主的な取組	3 公正競争規約	・原料原産地表示の規定が定められた公正競争規約の品目(塩、はちみつ、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒー)	・公正取引協議会の会員	・公正競争規約に定めるもの	・公正競争規約に従う	・公正競争規約に従う	・公正競争規約に従う
	4 ガイドライン (例)豆腐・納豆	・豆腐(もめん豆腐、きぬごし豆腐、充填豆腐) ・納豆	・豆腐・納豆の製造業者等	・豆腐・納豆の原料大豆	(食品表示基準と同じ)	(食品表示基準と同じ)	(食品表示基準と同じ) ※「アメリカ又はカナダ」など「又は」で表示し、その旨を注意書き
	5 自主基準 (例)JA全農	・全農商標、JAマーク等を使用する加工食品	・JAマーク商品等を扱う製造業者等	・原材料に占める重量の割合が上位2位までのもので、かつ5%以上の原材料 ・冠商品の原材料 ・調味料、動物油脂などを除く	(食品表示基準と同じ)	(食品表示基準と同じ)	・一括表示外に、輸入品等の大括り表示、中間加工品については中間加工地表示

【参考】東京都条例に基づく「調理冷凍食品」への原料原産地の義務付け (概略)

東京都消費生活条例(平成6年東京都条例第110号)第16条第1項に基づくもの。
(平成20年8月の条例改正により義務付け、対象食品、表示事項等については東京都の告示で規定)

- 1 表示する対象食品:国内で製造され、都内で消費者向けに販売される調理冷凍食品
- 2 表示する原材料の種類:
 - ① 生鮮食品
 - ② 加工食品のうち加工食品品質表示基準に定める22食品群、かつおのふし及びかつお削りぶし、農産物漬物、うなぎ加工品、野菜冷凍食品
- 3 表示する原材料の範囲:
 - ① 原材料の重量に占める割合が上位3位までのもので、かつ、重量に占める割合が5%以上のもの
 - ② 商品名にその名称が付されたもの (例)商品名が「エビピラフ」の場合の「エビ」
- 4 表示の方法:容器包装の見やすい箇所への表示(印刷、押印又はラベルのちょう付など)
ただし、原材料の調達先が頻繁に変わる場合のように、容器包装への表示が極めて困難な場合は、消費者がインターネットやファックス、電話等を利用して原料原産地についての情報を入手できる仕組みを整備し、容器包装にその問い合わせ先を明記することで対応することを可能。

【参考】 東京都条例に基づくHPでの表示例

冷凍食品	名称	ぎょうざ	賞味期限	枠外の側面に記載してあります
	原材料名	野菜(キャベツ、たまねぎ、にら、にんにく)、食肉(豚肉、鶏肉)、豚脂、粒状大豆たん白、卵白、ごま油、食塩、清酒、砂糖、ゼラチン(豚)、オイスターソース、香辛料、皮(小麦粉、なたね油、米粉、食塩、でん粉、大豆粉、しょうゆ)、調味料(アミノ酸等)、増粘剤(キサンタン)、乳化剤、カゼインNa、(その他 乳成分由来原材料を含む)	保存方法	-18℃以下で保存してください
	皮の率	65%	凍結前加熱の有無	加熱してあります
	内容量	300グラム	加熱調理の必要性	加熱して召しあがってください
			製造者	
			販売者	

●カゼインNa：牛乳に含まれるたん白質から作られており、油をひかずに焼けるように使用しています。

※主要な原料の産地については、ホームページ、お客様相談室にお問い合わせください。

HPでの表示 (抜粋)

●ギョーザ



生産工場：関東工場(群馬県)、
九州工場(佐賀県)、
中部工場(岐阜県)

主な原料	産地
キャベツ	日本
たまねぎ	日本
にら	日本
にんにく	日本
豚肉	チリ、アメリカ、カナダ
鶏肉	アメリカ、ブラジル

油なし、水なしで、誰でも簡単に、パリッとジューシーに焼けるギョーザです。

(2)複数産地原料について

生鮮品等は、収穫できる季節の違いや気候などにより、品質や供給量の変動が大きいため複数産地からの安定購入を行っています。

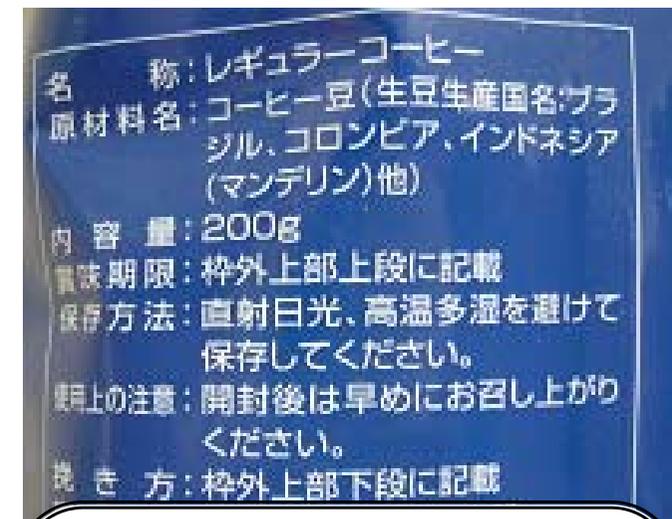
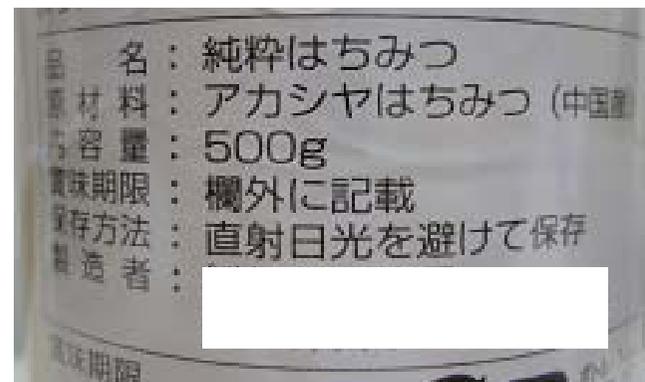
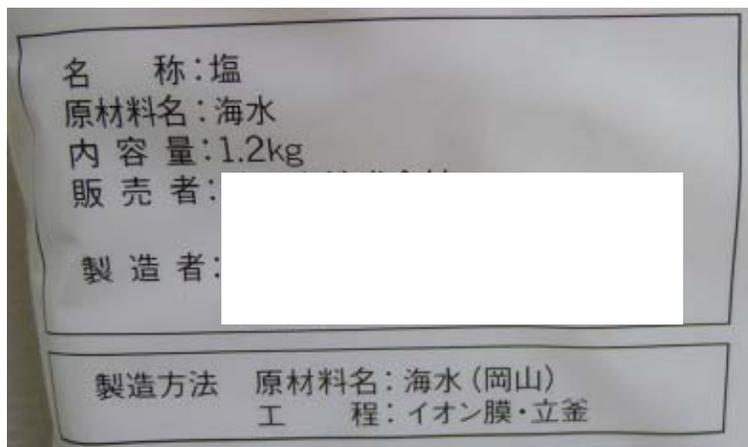
当社では前年度の購入実績の多い順に産地を表示しています。

実際の商品においては、使用した原料の産地が片寄る場合があります。

【参考】 公正競争規約(概略)

公正競争規約で、原料の産地の記載方法が決められている場合、公正競争規約に従って表示例) 塩、蜂蜜、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒー

※ 公正競争規約：不当景品類及び不当表示防止法第11条の規定により、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて、事業者又は事業者団体が表示又は景品類に関する事項について、自主的に設定する業界のルール（出典：消費者庁HPより）



一括表示とは別の場所に塩化ナトリウムを含む原材料の産地を表示

はちみつの文字の前(中国産はちみつなど)又は後(上記例)に採蜜国名を表示

「コーヒー豆」の次に生豆生産国名を見出しをつけて表示
ブレンドされている場合は、生豆生産国名の主要なものについて、原則として重量の多い順に表示

【参考】豆腐・納豆の原料大豆原産地に関するガイドライン(概略)

消費者の商品選択に資するため、平成18年6月、「豆腐・納豆の原料大豆原産地」に関するガイドラインを制定。

原産地表示ガイドラインの概要

1. ガイドラインの位置づけ

○消費者の商品選択に資するため、豆腐・納豆の製造業者等が自主的に原産地の表示を行うための指針

2. 対象品目

豆腐：容器に入れ又は包装された「もめん豆腐」「きぬごし豆腐」「充填豆腐」
納豆：容器に入れ又は包装された納豆

3. 原産地表示を行う原材料

大豆

4. 原産地の名称

○国産大豆使用の場合は「国産」又は「日本」と、外国産大豆使用の場合は「原産国名」を記載

○国産大豆は、都道府県名及び一般に知られている地名等の記載も可能

4. 複数の国の原材料を使用している場合の表示

○重量割合の多い順に原産国を表示

○このほか、3カ国以上の原材料を使用している場合、重量割合で3番目以下を「その他」として表示が可能、等

5. その他表示方法

○重量割合の多い順が頻繁に変動する場合又は原産国の異なる大豆を頻繁に切り替えて使用する場合は、その大豆が同一農業地域(アメリカ、カナダの北米地域等)内で生産される場合に限定して、「アメリカまたはカナダ」等の記載が可能。

○商品パッケージに国産大豆、○○県産大豆及び契約栽培大豆を使用している旨を強調する場合は、その原材料のみを使用している場合に限ることとし、かつ「100%」の表示をその表示の近接した箇所等に記載。

豆腐の表示



納豆の表示

名 称	納豆
原材料名	大豆(アメリカまたはカナダ) (遺伝子組換えでない)、納豆菌 たれ(砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、食塩、醤油(小麦、大豆を含む)、カツオエキス、醸造酢、調味料(アミノ酸等))
内 容 量	40g×3
賞味期限	枠外天面に記載
保存方法	冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。
製 造 者	

注) 表示してある原産国の大豆を適宜切り替えて使用しております。詳細は弊社お客様相談室



たれ付1パック当りの栄養成分表示
()内は納豆40gのみ

エネルギー	88kcal	(80kcal)
たんぱく質	8.8g	(6.6g)
脂 質	4.0g	(4.0g)
炭水化物	6.4g	(4.8g)
ナトリウム	408mg	(1mg)

食塩相当量 1.0g (0g)
使用上の注意: 発酵食品ですのでお早め(賞味期限内)にお召し上がり下さい。品質管理には万全を期しておりますが、お気付きの点がございましたら、弊社お客様相談室までご連絡下さい。

【参考】 JA全農の自主基準(概略)

(平成25年2月制定)

1 適用の範囲

全農グループが加工食品を取り扱う際に、全農やJA等のブランドで販売しているもの
一般消費者向けに販売され、容器・包装されたもの

2 表示基準(対象原材料)

(1) 主な原料(上位2位までのもので、かつ、原材料に占める重量割合が5%以上)が対象

加工食品の原料に使われた一次産品(農畜水産物)をいい、これを加工した粒状・粉末状・フレーク状・液状・ペースト状等の中間加工品(最終製品の原料となる加工品)の原料を含む
ただし、調味・味付けに供する原材料(黒糖を除く砂糖、食塩、調味液、しょうゆ、香辛料等)、動物油脂、食品添加物は対象から外す。

【緩和規定】

- ① 主な原料(一次産品)の原産地や原材料に占める重量の割合が頻繁に変更される場合
一括表示枠外へ「〇〇(一次産品)は輸入品を使用しています。」等の大括りの表示も可能
- ② 輸入中間加工品を原材料に使用し、原料原産地の特定が困難な場合
一括表示枠外に原料原産地表示に代え原産国(加工地)を「〇〇(中間加工品)の原産国は□□国です。」等と表示も可能
- ③ 輸入中間加工品で、原産国(加工地)の特定が困難な場合
一括表示枠外に「〇〇(中間加工品)は輸入品を使用しています。」等と表示も可能
- ④ 国内製造の中間加工品であって原料(一次産品)に輸入品を使用し、原産地の特定が困難な場合
一括表示枠外に「〇〇(中間加工品)の原料〇〇(一次産品)は輸入品を使用しています。」等と表示も可能

(2) 商品名に原料の一部の名称が付された商品(以下、冠商品)の原料 (重量の割合にかかわらず原料原産地を表示)